

議案第 8 1 号

小田原市郷土文化館条例の一部を改正する条例

[改正理由]

受益と負担の適正化の観点から郷土文化館の使用料の額を引き上げるため改正する。

[内 容]

供用施設の使用料の額を次のように引き上げることとする。（別表関係）

（ ）内の数字は、現行の金額

区 分		午前 9 時～正午	午後 1 時～午後 4 時	午前 9 時～午後 4 時
松永記念館	和室	円 1, 2 0 0 (1, 0 0 0)	円 1, 2 0 0 (1, 0 0 0)	円 2, 8 0 0 (2, 0 0 0)
	茶室及び茶室 附属棟	1, 8 0 0 (1, 5 0 0)	1, 8 0 0 (1, 5 0 0)	4, 2 0 0 (3, 0 0 0)
	茶室附属棟	1, 2 0 0 (1, 0 0 0)	1, 2 0 0 (1, 0 0 0)	2, 8 0 0 (2, 0 0 0)
松永記念館 老櫓 ^{きよ} 荘	茶室	1, 8 0 0 (1, 5 0 0)	1, 8 0 0 (1, 5 0 0)	4, 2 0 0 (3, 0 0 0)
	広間	1, 2 0 0 (1, 0 0 0)	1, 2 0 0 (1, 0 0 0)	2, 8 0 0 (2, 0 0 0)
	よりつき 寄付及び和室	1, 2 0 0 (1, 0 0 0)	1, 2 0 0 (1, 0 0 0)	2, 8 0 0 (2, 0 0 0)

[適 用]

令和 9 年 4 月 1 日以後の供用施設の使用に係る使用料について適用